

市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市原市広告取扱要綱（以下、「要綱」という。）第5条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度は、市原市立中央図書館（以下、「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として活用することで、民間企業等の事業活動を促進するとともに、図書館の財源を確保し、所蔵資料の充実を図り、地域と連携しながら図書館を通じて市原のひとづくり、まちづくりを支援することを目的とする。

（定義）

第3条 市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度とは、広告を掲載する民間企業等（以下、「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌の最新号に装着したカバー（以下、「雑誌カバー」という。）及び雑誌架の扉に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

（広告媒体）

第4条 広告媒体は、雑誌カバー（閲覧用の案内板を含む。以下同じ。）及び雑誌架の扉とする。

2 スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から広告の掲載を希望する雑誌を選ぶものとする。ただし、雑誌の配架位置は図書館が決めるものとする。

（広告の内容に関する基準）

第5条 市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度の広告の内容は、要綱及び市原市広告取扱基準（以下、「取扱基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告の規格及び掲載位置）

第6条 雑誌カバーの表面には、スポンサーの名称を表示するものとし、次に掲げる規格のとおり図書館が作成する。

（1）寸法 縦4 c m、横13 c m以内 地色は白地、文字は黒色

（2）掲載位置 雑誌カバーの底辺から概ね4 c m以上上部の中央で、雑誌のタイトルと重ならない位置とする。

2 雑誌カバーの裏面には、スポンサーが作成した片面印刷の広告を掲載することができる。規格は

雑誌カバーに収まるA4以下のサイズとする（雑誌の大きさによって異なる）。

3 配架する雑誌架の扉の表面には、スポンサーが作成した片面印刷の広告を透明ケースに入れて掲載することができる。規格はA4以下のサイズとする。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中から掲載する場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月から同年度の3月31日までの期間とする。

（募集）

第8条 スポンサーの募集は、図書館のウェブサイト等により随時行うものとする。

（申込方法）

第9条 広告の掲載を希望する者（以下、「申込者」という。）は、市原市立中央図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、広告の原稿等を添付して、教育長に提出するものとする。

2 一つのスポンサーが広告を掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

（広告掲載料）

第10条 広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、広告を掲載する雑誌の年間購入見込額（広告の掲載開始日の直前に刊行された雑誌の消費税込の単価に、広告の掲載期間中の刊行見込冊数を乗じた額）とし、年度の途中にスポンサーが決定した場合は、掲載開始月から月割り計算（小数点以下切捨て）により算出した金額とする。

（決定等）

第11条 教育長は申込みがあった順にその内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、その結果を市原市立中央図書館雑誌スポンサー決定（不決定）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

2 通知を受けた者は、遅滞なく市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書（第3号様式）を提出しなければならない。

（広告掲載料の納付方法）

第12条 スポンサーは、広告を掲載する雑誌の購入代金を市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により、納付するものとする。

2 納付は、年度単位（年度の途中からの場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月から同年度の3月31日まで）の一括前納払いとする。雑誌の価格変動による追加徴収や返金を行わない。

3 スポンサーが広告を掲載する雑誌が休刊等となった場合は、返金はせず、図書館と協議の上、別

の雑誌に広告を振り替えるものとする。

4 納付済の広告掲載料は還付しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。ただし、返納金に対しての利息は付さないものとする。

(広告内容の変更等)

第13条 教育長は、広告の内容及びデザイン等が要綱第4条の基準及び取扱基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、スポンサーに対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 スポンサーは、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、教育長と協議し、その承認を得るものとする。ただし、変更は、掲載期間中2回までとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 スポンサーは、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 スポンサーは、前項の規定により広告の掲載を中止しようとする場合は、書面により教育長に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりスポンサーが広告の掲載を中止したときは、納付済の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載の取消し)

第15条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) スポンサーが、期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき
- (2) スポンサーが、第13条第1項に定める変更の求めに応じないとき
- (3) スポンサーが、第14条の規定による広告掲載の取り下げを申し出たとき
- (4) その他、教育長が広告掲載を不適當であると判断したとき

(免責事項)

第16条 スポンサーは、災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

2 市は、前項に規定する閉館による閲覧の停止により発生する損害について責任を負わないものとする。

(広告掲載の責務)

第17条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求がなされた場合は、スポンサーの責任

及び負担において解決する。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

第1号様式（第9条第1項）

市原市立中央図書館雑誌スポンサー申込書

令和 年 月 日

(あて先) 市原市教育委員会教育長

次のとおり、広告を掲載したいので申し込みます。

広告の掲載を希望する雑誌名		
申込者	所在地	〒
	ふりがな 名称	
	ふりがな 代表者名	
	連絡先	電話番号： F A X 番号： E メール： 担当者名
	業種	
広告の内容		※広告案を添付してください。
掲載希望期間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
確認事項 (内容確認の上、チェック)		☐ 市原市広告取扱要綱及び関連規定を遵守します。 ☐ 市原市税の滞納はありません。 ☐ 市原市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
備考		

第2号様式（第11条第1項）

市原市立中央図書館雑誌スポンサー決定（不決定）通知書

令和 年 月 日

様

市原市教育委員会教育長

令和 年 月 日付けで申込みのあった、広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広 告 を 掲 載 す る 雑 誌 名	
決 定 区 分	☐ 希望する雑誌に掲載します。
	☐ 希望する雑誌に掲載できません。
	※不掲載の理由
掲 載 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
広 告 掲 載 料 (消費税及び地方消費税を含む)	円
連 絡 事 項	(掲載を決定した場合) ・市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書を令和 年 月 日までに市原市立中央図書館に提出してください。 ・広告掲載料は納入通知書により、令和 年 月 日までに納付してください。 ・広告原稿を令和 年 月 日までに市原市立中央図書館に提出してください。 ・法令、条例、市原市広告取扱要綱、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び関連規定に違反した場合は、希望した広告の掲載を中止します。

印 紙
※ 1 万円
以上

令和 年 月 日

印

広 告 を 掲 載 す る 雑 誌 名	
掲 載 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
広 告 掲 載 料 (消費税及び地方消費税を含む)	円
広 告 掲 載 料 の 納 入 期 限	令和 年 月 日
広 告 原 稿 の 提 出 期 限	令和 年 月 日
担 当 者	氏名 連絡先
留 意 事 項	・ 広告掲載に関し、法令、条例、市原市広告取扱要綱、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び関連規定を遵守するとともに、市原市教育委員会の指示に従います。 ・ 上記に違反した場合は、広告掲載を取り消されても異議はありません。 ・ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
備 考	